

高根沢町新型インフルエンザ等対策行動計画

令和 8（2026）年 3 月改定

高根沢町

目次

はじめに

高根沢町新型インフルエンザ等対策行動計画改定の概要	1
---------------------------	---

I 総論

第1章 新型インフルエンザ等対策の基本方針	3
第2章 新型インフルエンザ等対策の基本的項目	5
第3章 新型インフルエンザ等対策のための役割分担	6

II 各論

第1章 実施体制

第1節 準備期	8
1-1 町行動計画の作成や体制整備・強化	
1-2 実践的な訓練の実施	
1-3 国及び地方公共団体等の連携の強化	
第2節 初動期	9
2-1 新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置	
2-2 迅速な対策の実施に必要な予算の確保	

2-3 高根沢町業務継続計画に基づく対策の実施

第3節 対応期 10

3-1 基本となる実施体制の在り方

3-2 緊急事態措置への対応

3-3 特措法に基づかない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

第2章 情報提供・共有・リスクコミュニケーション

第1節 準備期 12

1-1 未発生期における町民への情報提供・共有

1-2 関係機関への情報提供・共有

第2節 初動期 13

2-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有

2-2 双方向のコミュニケーションの実施

第3節 対応期 13

3-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有

3-2 双方向のコミュニケーションの実施

3-3 特措法に基づかない基本的な感染症対策に移行する時期の対応

第3章 まん延防止

第1節 準備期 15

1-1	新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等	
1-2	学校、保育施設等における対策の検討・準備	
第2節	初動期	15
2-1	町内でのまん延防止対策の準備	
2-2	学校、保育施設等における対策の開始	
2-3	こどもや高齢者等の感染対策	
第3節	対応期	16
3-1	町内でのまん延防止対策の実施	
3-2	学校、保育施設等における対策の継続	
3-3	高齢者施設、障害福祉施設における対策の継続	
3-4	緊急事態措置	

第4章 ワクチン

第1節	準備期	18
1-1	集団接種に必要な資材の準備	
1-2	ワクチンの供給体制の構築	
1-3	接種体制の構築	
1-4	情報提供及び共有	
1-5	予防接種業務デジタル化の推進	
第2節	初動期	21

- 2-1 接種に関する方針の決定、接種体制の構築
- 2-2 情報の提供・共有
- 2-3 特定接種の準備
- 2-4 住民接種の準備
- 第3節 対応期 24
 - 3-1 ワクチンや必要な資材の供給
 - 3-2 接種の実施
 - 3-3 情報提供及び共有
 - 3-4 特定接種の実施
 - 3-5 住民接種の実施
 - 3-6 健康被害救済

第5章 保健

- 第1節 準備期 27
 - 1-1 新型インフルエンザ等流行の備えに関する町民への周知
 - 1-2 対応業務の実施
 - 1-3 消防本部による患者等の搬送
- 第2節 初動期 27
 - 2 対応業務の実施
- 第3節 対応期 28

3-1 対応業務の実施

3-2 消防本部による患者等の搬送

第6章 物資

第1節 準備期 29

1 備蓄品の準備

第2節 初動期 29

2 感染症対策物資の確保・補充

第3節 対応期 30

3-1 関係機関への物資支援

3-2 備蓄状況の確認補充

第7章 町民の生活及び地域経済の安定の確保

第1節 準備期 31

1-1 支援の実施に係る仕組みの整備

1-2 町民等に対する物資及び資材の備蓄の勧奨

1-3 要配慮者等への生活支援等の準備

1-4 埋葬・火葬の体制等の整備

1-5 災害時の避難所における感染症対策の検討・準備

第2節 初動期 32

2 遺体安置所の検討

第3節 対応期 32

3-1 町民の生活の安定の確保を対象とした対応

3-2 埋葬・火葬の体制等の整備、実施

3-3 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

はじめに

【新型インフルエンザ等対策行動計画改定の経過および目的】

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返すインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスとして、およそ 10 年から 40 年の周期で発生し、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、容易に人から人に感染し、世界的な大流行（パンデミック）が引き起こされ、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中からも、新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性があったため、国はWHO世界インフルエンザ事前対策計画(2005年5月)に準じて、2005年11月に新型インフルエンザ対策行動計画を策定した。その後栃木県や高根沢町でも新型インフルエンザ対策行動計画が策定された。

2012年には計画の実効性をさらに高め、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済への影響が最小となるようにすることを目的として、国や地方団体の責務、発生時の措置等を定めた『新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第13号。以下「特措法」という。）』が制定された。

特措法第6条の規定に基づく計画として、2013年に新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）が策定され、特措法第7条の規定に基づく計画として2013年11月に栃木県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）が、特措法第8条の規定に基づく計画として2014年3月に高根沢町新型インフルエンザ等対策行動計画が改正された。

2020年1月に我が国で最初の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナ」という。）の感染者が確認されて以降、新型コロナの感染の拡大により我が国の国民の生命及び健康が脅かされ、国民生活及び社会経済活動は大きく影

響を受けることとなった。

今般の『高根沢町新型インフルエンザ等対策行動計画』の改定は、『新型コロナへの対応（以下「新型コロナ対応」という。）』で明らかとなった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナ等以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すものであり、政府行動計画や県行動計画に基づき、高根沢町においても感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、着実に必要な対策を実施していくことを目的とする。

I 総論

第1章 新型インフルエンザ等対策の基本方針

新型インフルエンザ等対策は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、発生の段階や状況の変化等、様々な状況で対応できるよう対策の選択肢を示すものである。

新型インフルエンザ等対策を町の危機管理に関わる重要な課題と位置づけ、国や県の協力のもと、次の2点を主たる目的として対策を講じる。

1. 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。
 - 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせる。
 - 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減する。
 - 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

2. 町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
 - 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、町民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
 - 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。

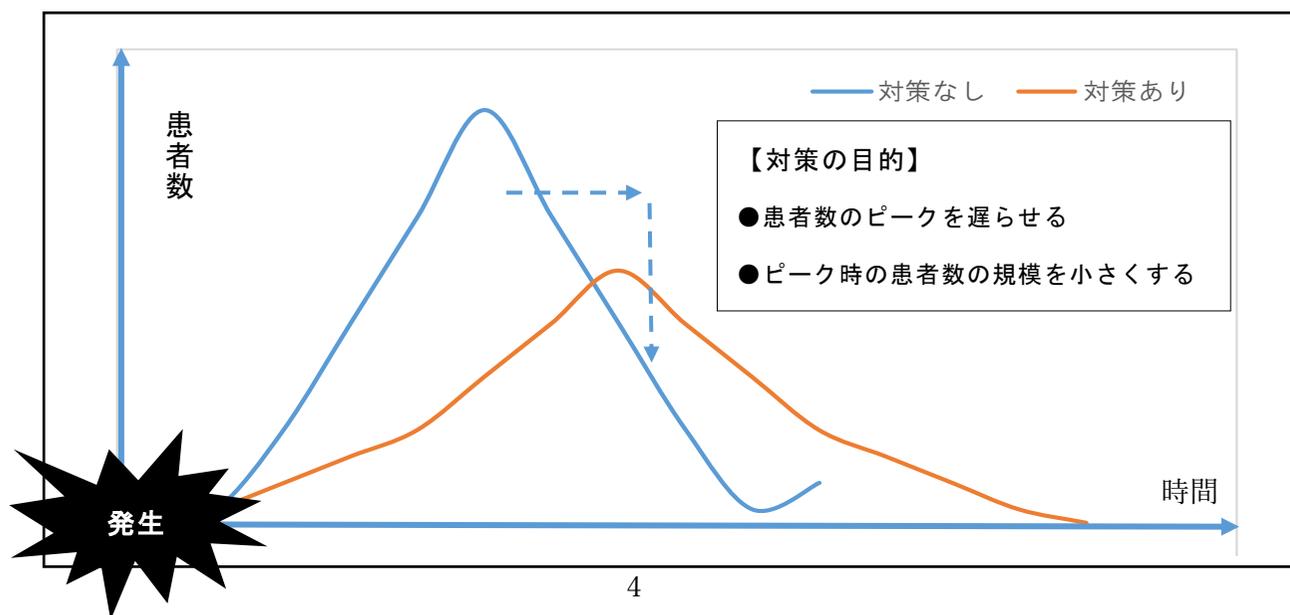
【対策の基本的考え方】

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県及び市による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。

新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケット等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要である。



第2章

新型インフルエンザ等対策の基本的項目

高根沢町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「町行動計画」という。）は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する」こと及び「町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する、具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、町や関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、政府行動計画や県行動計画に準じて、以下の7項目を主な対策項目とする。

- | | | | |
|--------|------------------------|---------|--------------------|
| ① 実施体制 | ② 情報提供・共有・リスクコミュニケーション | ③ まん延防止 | |
| ④ ワクチン | ⑤ 保健 | ⑥ 物資 | ⑦ 町民生活及び地域経済の安定の確保 |

【対策の共通視点】

1. 人材育成

できる限り幅広い体制で新型インフルエンザ等の対応に備えるため、災害対応等における全庁体制等の近接領域でのノウハウや知見の活用も行いながら、必要な研修及び訓練や人材育成を進める。

2. 国と県、市町等との連携

新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするためには、国や県はもとより、他市町間や医師会等広域的な連携体制を平時から整えておくことが不可欠である。

3. DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

迅速な感染状況の把握や関係者間でのリアルタイムな情報共有、業務負担の軽減や関係者の連携強化を図るため、DXを推進する。

【町の役割】

町は、住民に最も近い行政単位であり、町民に対する予防接種や町民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に加え、広域行政組合が運営する消防署（以下「消防署」という。）による新型インフルエンザ患者等の搬送や、病原性の高い新型インフルエンザ等の流行に備えた火葬体制の整備、個別の埋葬・火葬対応及び廃棄物処理の円滑な実施などについて、基本的対処方針等に基づき的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町と緊密な連携が必要となる。また、県と連携して、災害時の感染症対策を行う。

【一般の事業者の役割】

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

【町民の役割】

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等を個人レベルで実践するよう努める。

また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必

需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生状況や予防接種等実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

※ 国や栃木県の役割等については政府行動計画及び県行動計画を参照



新型インフルエンザ等対策政府行動計画



栃木県新型インフルエンザ等対策行動計画

Ⅱ 各論

第1章

実施体制

新型インフルエンザ等が発生又はその疑いがある場合は、高根沢町緊急事態対処計画における『危機レベル3』同等と位置づけ、町の危機管理の問題として、公衆衛生部門と危機管理部門が中心となり、教育部門や産業部門を含め全庁一丸となり取り組まなければならない。

また、医療機関や医療関係事業者、社会機能の維持に関わる事業者、学校・社会福祉施設等の関係者など、地域全体で取り組む必要がある。

そのため、未発生期から関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と組織体制の編成及び確認、研修や訓練を実施する。

第1節 準備期 実施体制

1-1 町行動計画の作成や体制整備・強化

(1) 町は、町行動計画を作成・変更する。

町行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。

(2) 新型インフルエンザ等の感染症発生時に継続しなければならない業務や一時的に休止・延期する業務を明らかにし、強化・拡充すべき業務等も含めその実施体制を確保するため、『高根沢町業務継続計画（新型インフルエンザ等対策

編)』を随時見直し、必要に応じ修正する。

(3) 町は、新型インフルエンザ等対策に関わる人材の養成等を行う。

1-2 実践的な訓練の実施

町は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えるため、町地域防災計画に基づく震災対策訓練に際し、感染症対策も含め実施する。

1-3 国及び地方公共団体等の連携の強化

(1) 町は、国、県と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。

(2) 町は、国、県、指定(地方)公共機関と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、関係機関と情報交換等をはじめとした連携体制を構築する。

○ 指定(地方)公共機関とは

特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。

第2節 初動期 実施体制

2-1 新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置

(1) 国が政府対策本部を設置した場合や県が県対策本部を設置した場合は、町も高根沢町新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき、対策本部の設置を検討する。

【 高根沢町対策本部の構成員 】

本部長：町長

副本部長：副町長、教育長

本部員：課長、局長、その他町職員のうち、町長が必要と認める者

(2) 町は、国、県と連携し、必要に応じて、第1節（準備期）1-1を踏まえ、必要な人員体制を構築する。通常業務の範囲内では対処が困難なため、公衆衛生部門である健康福祉課および総務課、企画課、地域安全課を中心とし、各課の応援を得て全庁的な対策を進める。

(3) 町は、必要に応じ消防署長や町医師団長など有識者の意見、協力を得て感染症対策を講じる。

2-2 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

町は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、対策に必要な経費について、国からの財政支援の有効活用も含め検討し準備する。

2-3 高根沢町業務継続計画に基づく対策の実施

町は、感染拡大を可能な限り抑制しつつ、町民生活の維持に必要な不可欠な行政サービスを適切に提供していくため、高根沢町業務継続計画（新型インフルエンザ等対策編）に基づき対策を実施する。

第3節 対応期 実施体制

3-1 基本となる実施体制の在り方

町対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

(1) 有事の際は、町対策本部で決定した方針や各課での役割分担に沿って、全庁的に対策を講じる。

- (2) 新型インフルエンザ等のまん延により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。
- (3) 区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、県又は他の市町に対して応援を求める。
- (4) 町は、国からの新型インフルエンザ等対策の実施に要する費用に対する財政支援を有効に活用するとともに、必要な対策を実施する。

○ 特定新型インフルエンザ等対策とは

特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第1条に規定するもの。

3-2 緊急事態措置への対応

区域において緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに町対策本部を設置し、区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

また、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく町対策本部を廃止する。

3-3 特措法に基づかない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

- (1) 町は、新型インフルエンザ等に罹患した場合の病状の程度や感染状況、国や県の方針等に合わせ、その対策や体制を縮小する。
- (2) 町は、県内の感染状況や対策継続の必要性等により、特措法に基づかない町対策本部として設置を継続するかを検討する。

第2章

情報提供・共有・リスクコミュニケーション

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、県や他市町、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有を通じて、町民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、平時から、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

町は利用可能な情報源から感染症に関する情報を収集し、町ホームページや広報、SNS、相談窓口等を通じて町民に提供するとともに、医療機関や社会福祉施設等関係機関へも周知し情報を共有する。

○ リスクコミュニケーションとは

リスクに関する情報を関係者間で共有し、対話や意見交換などを通じて相互理解を深める取り組みのこと。

第1節 準備期 情報提供・共有・リスクコミュニケーション

1-1 未発生期における町民への情報提供・共有

- (1) 町は、新型インフルエンザ等の発生時に、町民の相談等に応じるため、コールセンター等を設置する準備を進める。
- (2) 平時から国や県で作成した媒体等も活用しながら、感染症に関する情報を町のホームページや広報等に掲載し感染症への関心を高めるとともに、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）や発生時にとるべき行動、備蓄品等の感染症対策について周知する。

1-2 関係機関への情報提供・共有

有事に備え、医療機関や介護福祉施設、教育施設や保育施設、その他関係機関等への情報の連携方法（担当者やメールアドレス、電話番号等）について整理しておく。

第2節 初動期 情報提供・共有・リスクコミュニケーション

2-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- (1) 国や県からの情報は即時、町ホームページへの掲載や SNS 等により情報提供・共有を図る。また、町の相談窓口と併せ、国や県のコールセンターが設置された場合は、速やかに町民に周知する。
- (2) 町の対策・対応についての情報は、医療機関や社会福祉施設、教育施設やその他関係機関等と共有する。基本的にはメールとし、メールが不可の場合は電話等で情報を提供する。

2-2 双方向のコミュニケーションの実施

コールセンター等を設置する。

第3節 対応期 情報提供・共有・リスクコミュニケーション

3-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- (1) 初動期同様、国や県から提供される情報は、随時町ホームページや SNS、広報等で情報提供・共有を図る。
- (2) 患者やその濃厚接触者等の健康観察や生活支援に関して、必要に応じ県へ情報提供を求める。
また、県から患者やその濃厚接触者等の健康観察や生活支援の協力を求められた場合は、必要な情報提供を受けながら、町の支援対象者として対応する。

3-2 双方向のコミュニケーションの実施

町は、コールセンター等による町民からの問い合わせへの対応や相談を継続する。町単独での対応が困難な事案に対しては、県や関係機関に相談する。

3-3 特措法に基づかない基本的な感染症対策に移行する時期の対応

予防接種等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策へと移行していく段階では、町は国や県から提供される『平時への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）』について、町民へホームページやSNS、広報等で周知する

第3章

まん延防止

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することは、町民の生命及び健康の保護につながる。そのため、町は対策の実施等にあたり、参考とする感染対策の情報や、国、県から発信される情報を得ながら、まん延の防止やまん延時の対応について検討・準備し、感染症発生時は機動的に対応する。

第1節 準備期 まん延防止

1-1 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

- (1) 平時より換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。
- (2) 自らの感染が疑われる場合は、県や国が設置する相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

1-2 学校、保育施設等における対策の検討・準備

- (1) 町内の小中学校、保育施設、高齢者施設等における感染対策について、その内容を検討し、必要な物資の備蓄などの準備を行う。
- (2) 障害者施設、高齢者施設等においては、施設内での感染症対策を強化するため、県で実施する感染対策コーディネーター養成研修会の受講を勧める。

第2節 初動期 まん延防止

2-1 町内でのまん延防止対策の準備

- (1) 町は、高根沢町業務継続計画に基づく対応の準備を行う。
- (2) 町民に対し、感染症発生状況や感染予防行動に関する正しい情報を提供し、感染症まん延防止への協力を呼び掛ける。

2-2 学校、保育施設等における対策の開始

- (1) 施設内における感染症対策や、児童・生徒、園児等の健康観察について保護者へ周知する。
- (2) 縮小すべき活動の有無や活動の可否について検討する

2-3 こどもや高齢者等の感染対策

こどもや高齢者は感染・重症化しやすいことから、保育施設・学校・高齢者施設等にマスクや消毒液等の感染対策用品に不足が生じていないか確認し、物資支援の必要があるかを検討し、不足が生じている場合は緊急的に町備蓄品より補充する。

第3節 対応期 まん延防止

3-1 町内でのまん延防止対策の実施

高根沢町業務継続計画に基づく対応を行う。

3-2 学校、保育施設等における対策の継続

学校、保育施設においては「学校における対策マニュアル」を基本として対応する。必要に応じて感染対策（手洗い、咳エチケット、3密回避、換気、消毒等）を継続する。

3-3 高齢者施設、障害福祉施設における対策の継続

感染対策（手洗い、咳エチケット、3密回避、換気、消毒等）を継続する。

3-4 緊急事態措置

- (1) 緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに対策本部を設置し、町内において新型インフルエンザ等緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため、新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行う。
- (2) 特に必要があると認めるときは、県対策本部に対し、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行うよう要請する。

第4章

ワクチン

平時から県や医療機関等と連携して、予防接種に必要な資材の確保、ワクチンの供給体制、接種体制の構築、予防接種に関する情報提供・共有など体制を検討し、初動期や対応期には、住民接種を中心に接種体制を立ち上げ、円滑な接種を進めていく。

第1節 準備期 ワクチン

1-1 集団接種に必要な資材の準備

予防接種が必要となった場合、医療機関での個別接種や大規模会場での集団接種、高齢者施設等での巡回接種が考えられる。集団接種や巡回接種では予防接種の必要物品を町で準備する必要があるため、以下の表1を参考に、平時から必要となる資材の確保や保管方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに対応できるようにしておく。

消耗品や備品等については保健センターにて準備保管し、消耗品は年に1度使用期限や数量等を確認し、交換及び補充を行う。また、救急用の薬品については入手先及び保管方法を、医療廃棄物については処理の方法について決定しておく。

【表1】 集団接種で必要となる可能性がある資材

準備品	<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿、消毒用ノンアルコール綿	【救急用品】 ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット
	<input type="checkbox"/> トレイ	
	<input type="checkbox"/> 体温計	
	<input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器	

	<input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備する。		<input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ <input type="checkbox"/> 時計 <input type="checkbox"/> 番号札		<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等 <input type="checkbox"/> 診察台
	<input type="checkbox"/> 生理食塩水 <input type="checkbox"/> アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液				
医師・看護師用物品	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> パルスオキシメーター	文房具類		会場設営物品	

1-2 ワクチンの供給体制の構築

実際にワクチンを供給するに当たっては、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、管内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況下での医療機関ごとの分配量を想定しておく。

1-3 接種体制の構築

- (1) 新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに接種体制が構築できるよう、町医師団等の医療関係者と連携し接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制を検討し、協力について合意を得ておく。
- (2) 接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤（調

製) 場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討する。また、調製後のワクチン保管についても、室温や遮光など適切な状況を維持できるように検討しておく。

- (3) 国が整備する情報基盤を活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、高根沢町以外の地方公共団体における接種を可能にするため、国の動向と併せて予防接種事務のデジタル化への取組みを進める。
- (4) 速やかに接種できるよう、町医師団等の医療関係者と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所(集団接種・個別接種・巡回接種等)、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備しておく。
- (5) 小中学生を対象に接種を行うことも想定し、学校教育課や学校関係者とも連携協力体制を整えておく。

1-4 情報提供及び共有

- (1) 誤った情報により、必要な予防接種を控えてしまうことがないように、定期の予防接種について、被接種者やその保護者(小児の場合)等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたQ & A等の提供など、双方向的な取組を進める。
- (2) 定期の予防接種の実施主体として、町医師団等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び町民への情報提供等を行う
- (3) 予防接種施策の推進に当たり、医療従事者や予防接種担当課の他、高齢者施設、障害福祉施設等との連携及び協力体制の強化に努める。

1-5 予防接種業務デジタル化の推進

- (1) 町が導入している健康管理システムが国の整備するシステムと連動できるように国が示す標準化仕様に沿って、計画的にシステムを改修する。
- (2) 接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録(副本登録)することで、システムを活用し

スマートフォン等にプッシュ通知で接種勧奨ができるよう準備する。ただし、電子的に通知を受け取ることのできない者に対しては、紙による接種券等が必要であり、その準備も行う。

(3) マイナンバーカードを活用した予診票情報の登録や予防接種歴の管理、予防接種費用請求のデジタル化など、予防接種事務のデジタル化に関する環境整備に取り組む。

第2節 初動期 ワクチン

2-1 接種に関する方針の決定、接種体制の構築

- (1) 接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。
- (2) 第4章第1節1-1において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。
- (3) 国や県の接種に関する考えを踏まえ、接種の優先順位や接種方法、通知方法等を決定する。

2-2 情報の提供・共有

接種会場や接種対象者等の予防接種に関する情報について、広報や町ホームページ等で町民に提供する。県営接種会場が設置される場合は、接種会場や予約方法等、県から提供される情報についても町民に提供する。

2-3 特定接種の準備

○ 特定接種とは

特措法第28条に基づき、新型インフルエンザ等が発生した場合に、医療の提供の業務又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の従業員や、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員に対して臨時に行う予防接種のこと。なお、特定接種の対象者となるためには、予め厚生労働大臣の登録を受けなければならない。

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築する国、県及び町医師団等の協力を得て、その確保を図る。また、登録事業者（町内の介護福祉施設や障害福祉施設等）や接種体制を構築する町職員の接種にむけて対象者を把握し、接種のための医療従事者の確保に向けて町医師団等の調整が得られるよう必要な支援を行う。

○ 登録事業者とは

特措法第 28 条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。

2-4 住民接種の準備

○ 住民接種とは

特措法第 27 条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。

- (1) 目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。
- (2) 接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。
- (3) 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。
- (4) 接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、

業務負担の軽減策も検討する。

- (5) 接種が円滑に行われるよう、町の実情に応じて、町医師団、近隣地方公共団体、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、保健センターや学校の体育館など公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。
- (6) 高齢者施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町の高齢者介護係や町医師団、高齢者施設等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。
- (7) 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討する。臨時の接種に関わる従事者として、予診を担当する医師、接種を担当する医師又は看護師、薬液充填及び接種補助を担当する看護師又は薬剤師や接種後の状態観察を担当する者、その他、検温、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発行などを担当する事務職員等を確保する。また、医師法に基づく診療所開設の許可・届出を行う。
- (8) 臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。
- (9) 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、血圧計、静脈路確保用品、輸液セット、生理食塩水、アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液等が必要であることから、薬剤購入等に関してはあらかじめ町医師団と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行う。また、重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ会場内の従事者について役割を確認するとともに、消防署と情報共有し連携体制を確保する。
- (10) 臨時の接種会場等で生じた医療廃棄物の処分については、委託契約している事業所と相談調整し、廃棄物の処理及び

清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の基準を遵守し確実にを行う。また、感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所を確保し、周囲に当該廃棄物の保管場所である旨を表示する。

- (11) 臨時接種会場を設ける場合は、感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮する。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるように広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能なように準備を行う。

第3節 対応期 ワクチン

3-1 ワクチンや必要な資材の供給

- (1) ワクチンの流通、需要量及び供給状況を把握し、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、町に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。その際、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。
- (2) ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、県の協力のもと、管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握し、医療機関間や地域間での融通を検討する。

3-2 接種の実施

初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

3-3 情報提供及び共有

- (1) 実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について町民への周知・共有を行う。また、県営接種会場が設置される場合は、県か

らの連絡案内に基づき、接種会場や予約方法等、県から提供される情報を町民に提供する。

- (2) 具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など接種に必要な情報を提供する。また、住民接種に関する町民からの基本的な相談に対応する。
- (3) パンデミック時においては、定期の予防接種の接種率が低下し、定期接種対象疾病がまん延する可能性があることから、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。
- (4) 特措法第27条の2第1項に基づく住民接種については、新型インフルエンザ等に対する不安が極めて高く、ワクチンの需要も高い一方、当初の供給は限られる。また、ワクチンの有効性・安全性の情報も当初の情報は限られるため、混乱が起こりうる可能性がある。そのため、以下のことに留意する。
 - ① 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝える。
 - ② ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝える。
 - ③ 接種の時期、方法など、町民一人一人がどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝える。

3-4 特定接種の実施

国が特定接種を実施することを決定した場合において、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる医療従事者、介護福祉施設職員、障害福祉施設職員、町職員等の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

3-5 住民接種の実施

- (1) 国からの要請を受けて、準備期及び初動期に町において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。接種状況を踏まえ、必要に応じ接種会場の追加を行う。
- (2) 各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。

- (3) 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適當な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知し、接種会場においても掲示等により注意喚起すること等により、接種会場における感染対策を図る。
また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。
- (4) 高齢者施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町の高齢者介護係、町医師団、入所施設等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。
- (5) 予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。
- (6) 接種勧奨については、ホームページやSNSのほか、広報や封書による案内等で通知し、接種の機会を逸することがないように対応する。
- (7) 接種会場や接種開始日等について、個別通知のほか、ホームページやSNSを活用して周知することとする。
なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、広報への掲載や回覧等、紙での周知を実施する。
- (8) 地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

3-6 健康被害救済

- (1) 予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談に対応する。
- (2) 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じ、被接種者等からの申請を受け付けた場合は、町で設置する予防接種事故調査委員会（健康被害調査委員会を兼ねる）において疾病の状況及び診療内容に関する資料収集、必要と考えられる場合の特殊検査の実施について助言を行う等した後、申請書類一式を同委員会の意見書と合わせて県を通じて国へ送付する。国からの審査結果が出た場合は本人に通知する。

健康観察に係る応援派遣体制の検討や消防署による患者等の搬送が可能な体制を整備する。また、自宅療養者等の健康観察や生活支援を県と協力して実施するとともに、消防署による患者等の搬送を実施する。

第1節 準備期 保健

1-1 新型インフルエンザ等流行の備えに関する町民への周知

感染により外出自粛を求められる期間が生じる可能性があることから、万が一に備え、日用品や食料品の備蓄を促す。また、家庭内で感染者が出た場合や濃厚接触者となった場合の対応についてホームページやSNS、広報等で周知する。

1-2 対応業務の実施

- (1) 県が実施する健康観察に協力する場合の人員などの体制について、検討する。また、県が実施する研修・訓練に参加し、人材の育成を図る。
- (2) 健康観察や生活支援において、町で可能な対応について検討する。

1-3 消防本部による患者等の搬送

新型インフルエンザ等の患者の搬送について、消防署より患者等の搬送方法や搬送先等について情報を得ておく。

第2節 初動期 保健

2 対応業務の実施

- (1) 県から応援派遣等の依頼があった場合、その可否について検討する。
- (2) 相談窓口の周知及び対応を行う。

第3節 対応期 保健

3-1 対応業務の実施

- (1) 県から提供される発熱外来医療機関等の医療情報を町民に周知するとともに、町民からの感染症に関する相談に対応する。
- (2) 県が実施する健康観察やパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。
- (3) 県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、町備蓄品やフードバンク等を活用し、最低限必要な食料支援を行う。その際、希望があったものに対しては町で所有するパルスオキシメーターや体温計の貸し出しを行う。

3-2 消防本部による患者等の搬送

新型インフルエンザ等の患者の搬送については、県や関係機関と連携して消防署が実施するが、町に協力要請があった場合は可能な範囲で協力する。

所管事務等に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な物資や対応にあたる職員のための個人防護具の備蓄を行う。

第1節 準備期 物資

1 備蓄品の準備

- (1) 所管事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資（マスク、手袋、消毒液、防護服等）を備蓄する
- (2) 要援護者や感染者及び濃厚接触者等への生活支援に向けて、食料品や日用品を備蓄する。
なお、(1)(2)の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることとする。
- (3) 災害時の協定に基づき、有事の際に町でどのような支援が受けられるか把握しておく。（高根沢町地域防災計画参照）

第2節 初動期 物資

2 感染症対策物資の確保・補充

- (1) 感染症対策物資等の不足により、医療や検査等の実施が滞ることを防ぐことが重要である。町は、町内の医療機関において、感染症対策物資の不足がないか確認し、不足がある場合には備蓄品より、緊急的に補充する。
- (2) 町で物資や資材の不足が生じた場合は、協定締結先からの物資支援を要請する。
- (3) 県や他市町等から物資支援の要請があった場合は、物資や資材等の供給に関し相互協力する。

第3節 対応期 物資

3-1 関係機関への物資支援

- (1) 町内公共施設において、感染症対策を実施し不足した物資については、随時補充をしていく。また、町内社会福祉施設（保育施設・高齢者施設等）でも物資に不足がないか確認し、必要に応じて融通する。
- (2) 要援護者に対し、社会福祉協議会と連携協力し、必要時支援を行う。

3-2 備蓄状況の確認補充

物資の備蓄状況を確認し、随時追加する。

第7章

町民の生活及び地域経済の安定の確保

準備期においては、要配慮者等への生活支援等の準備や埋葬・火葬の体制等の整備等を行う。また、初動期、対応期に、町民の生活の安定の確保のための対応、埋葬・火葬等の体制整備及び実施等を行う。

第1節 準備期 町民の生活及び地域経済の安定の確保

1-1 支援の実施に係る仕組みの整備

新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、デジタル化を推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

1-2 町民等に対する物資及び資材の備蓄の勧奨

事業者や町民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

1-3 要配慮者等への生活支援等の準備

国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。

1-4 埋葬・火葬の体制等の整備

県の火葬体制を踏まえ、塩谷郡市内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。その際には住民課が関係機関との調整を行うものとする。

1-5 災害時の避難所における感染症対策の検討・準備

災害時の避難所における感染症対策について、平時から検討し、必要に応じて、物資の備蓄など対策の準備を行う。

第2節 初動期 町民の生活及び地域経済の安定の確保

2 遺体安置所の検討

県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設の確保に向けて、場所や安置方法等について検討する。

第3節 対応期 町民の生活及び地域経済の安定の確保

3-1 町民の生活の安定の確保を対象とした対応

- (1) 新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講じる。
- (2) 高齢者、障害者等の要配慮者に対し、必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。
- (3) 新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

- (4) 町民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- (5) 生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- (6) 生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、適切な措置を講じる。
- (7) 新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講じる。

3-2 埋葬・火葬の体制等の整備、実施

- (1) 遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に依りて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。
- (2) 県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町に対して広域火葬の応援・協力をを行う。
- (3) 県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- (4) 遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。
- (5) 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、町は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講じるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。
- (6) 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町にお

いても埋葬・火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋葬・火葬の許可を要しない等の特例が設けられる。そのため、町は当該特例に基づき埋葬・火葬に係る手続を行う。

3-3 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

- (1) 新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び町民生活への影響を緩和し、町民の生活及び地域経済の安定を図るため、国による補助金制度の周知及び申請受付や、必要に応じて町による企業・事業所への融資を検討し実施する。
- (2) 水道課担当職員及び水道用水供給事業者（包括的業務委託の受託業者）は新型インフルエンザ等緊急事態においても水を安定的かつ適切に供給するため、高根沢町業務継続計画に基づき、分散配置や勤務体制の調整により感染予防を図り業務を継続させる。